大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由

資料 3-1

令和4年8月22日

凡例 〇:許可基準規則適合性の確認が必要なもの

△:既許可の評価等から結果に変更がないもの ×:許可基準規則適合性の確認が不要なもの

④ 共用設備に係る記載の見直し及び移動モニタリング設備の削除

許可基準規則	申請対象条文か	理由	備考
廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	中间对象术人//		http://d
(遮蔽等)		当該変更は、既許可における遮蔽設計を変更するもの	
第二条 廃棄物管理施設は、当該廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十	×	ではない。	
分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。			
2 廃棄物管理施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所	.,	当該変更は、既許可における遮蔽設計を変更するもの	
における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。	×	ではない。	
(閉じ込めの機能)		当該変更は、既許可における閉じ込め機能の変更をす	
第三条 廃棄物管理施設は、放射性廃棄物を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければなら	×	るものではない。	
ない。			
(火災等による損傷の防止)		当該変更は、既許可における火災防護の設計を変更す	
第四条 廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措		るものではない。	
置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。	×		
一 火災及び爆発の発生を防止すること。			
二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。		当該変更は、既許可における火災防護の設計を変更す	
	×	るものではない。	
三 火災及び爆発の影響を軽減すること。		当該変更は、既許可における火災防護の設計を変更す	
	×	るものではない。	
(廃棄物管理施設の地盤)		当該変更は、既許可における地盤の支持力の設計を変	
第五条 廃棄物管理施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(安全上重要な施設にあっては、同条第三項		更するものではない。	
の地震力を含む。)が作用した場合においても当該廃棄物管理施設を十分に支持することができる地盤に設けなけ	×		
ればならない。			
2 安全上重要な施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければな		当該変更は、既許可における安全上重要な施設がない	
らない。	×	ことを変更するものではない。	
3 安全上重要な施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。		当該変更は、既許可における安全上重要な施設がない	
	×	ことを変更するものではない。	
(地震による損傷の防止)	~	当該変更は、既許可における地震力に耐えることの設	
第六条 廃棄物管理施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。	×	計を変更するものではない。	

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考
2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物管理施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。	×	当該変更は、既許可における地震力に耐えることの設 計を変更するものではない。	
3 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	×	安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
4 安全上重要な施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	×	安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
(津波による損傷の防止) 第七条 廃棄物管理施設は、その供用中に当該廃棄物管理施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安 全性が損なわれるおそれがないものでなければならない	×	当該変更は、既許可における津波が到達しない高所に設置することに変更はない。	
(外部からの衝撃による損傷の防止) 第八条 廃棄物管理施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全性を損な わないものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における想定される自然現象(地 震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全性を 損なわないとする設計に変更はない。	
2 廃棄物管理施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全性を損なわないものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における人為によるものに対して 安全性を損なわないとする設計に変更はない。	
(廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止) 第九条 事業所には、廃棄物管理施設への人の不法な侵入、廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における人の不法な侵入等の防止に対する設計を変更するものではない。	
(核燃料物質の臨界防止) 第十条 廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置 を講じなければならない。	×	当該変更は、既許可における臨界防止に対する設計を 変更するものではない。	
(安全機能を有する施設) 第十一条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。	×	当該変更は、既許可におけるの安全機能に対する設計 を変更するものではない。	
2 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の廃棄物管理施設において共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。	Δ	共用施設に関する大洗研究所内での所管を明確にする 変更は、既許可における安全機能に対する設計を変更す るものではない。	
3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全機能に対する設計を 変更するものではない。	
4 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全機能に対する設計を 変更するものではない。	

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考
(設計最大評価事故時の放射線障害の防止) 第十二条 廃棄物管理施設は、設計最大評価事故(安全設計上想定される事故のうち、公衆が被ばくする線量を評価した結果、その線量が最大となるものをいう。)が発生した場合において、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における設計最大評価事故に対する設計を変更するものではない。	
(処理施設) 第十三条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設 を設けなければならない。 一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとすること。		当該変更は、既許可における放射性廃棄物を処理するために必要な能力に対する設計を変更するものではない。	
二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、廃棄施設に接続する排気口の設置その他の必要な措置を講ずるものとすること。	×	当該変更は、既許可における処理施設に対する設計を 変更するものではない。	
(管理施設) 第十四条 廃棄物管理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を管理する施設を設けなければならない。 - 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものとすること。	×	当該変更は、既許可における管理施設に対する設計を変更するものではない。	
二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものとすること。	×	当該変更は、既許可における管理施設に対する設計を 変更するものではない。	
三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずるものとすること。	×	当該変更は、既許可における管理施設に対する設計を 変更するものではない。	
(計測制御系統施設) 第十五条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の機能が 確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における計測制御系統施設に対する設計を変更するものではない。	
2 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故により当該廃棄物管理施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。		当該変更は、既許可における計測制御系統施設に対する設計を変更するものではない。	
(放射線管理施設) 第十六条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。 一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。	×	当該変更は、既許可における放射線管理施設に対する設計を変更するものではない。	
二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。	Δ	移動モニタリング設備の削除は、既許可における固定 モニタリング設備による放射性物質の濃度及び線量を監 視設計を変更するものではない。	
三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。	×	当該変更は、既許可における放射線管理施設に対する 設計を変更するものではない。	

許可基準規則 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)	申請対象条文か	理由	備考
(廃棄施設)		当該変更は、既許可における廃棄施設に対する設計を	
第十七条 廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の	×	変更するものではない。	
濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力			
を有する廃棄施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならない。			
2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における廃棄施設に対する設計を	
	^	変更するものではない。	
(予備電源)		当該変更は、既許可における予備電源に対する設計を	
第十八条 廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な	×	変更するものではない。	
設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。			
(通信連絡設備等)		当該変更は、既許可における通信連絡設備に対する設	
第十九条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができ	×	計を変更するものではない。	
るよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。			
2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と	V	当該変更は、既許可における通信連絡設備に対する設	
通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。	×	計を変更するものではない。	
3 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。	.,	当該変更は、既許可における通信連絡設備に対する設	
	×	計を変更するものではない。	

資料3-2 令和4年8月22日

(本文、添付書類一、二、三、四、五、六、七、八)

令和4年4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

新旧対照表抜粋(共用設備に係る記載の見直し及び移動モニタリング設備の削除)

* = *	* * * **	本文
変更前	変 更 後 	備考
地下1階、建築面積約250m2であり、耐震設計上の重要度をBクラス	地下1階、建築面積約250m2であり、耐震設計上の重要度をBクラス	
として設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、放射線	として設計する。構造概要図を第15図に示す。建家内には、放射線	
管理施設を収容する。	管理施設を収容する。	
11) 有機廃液一時格納庫		受入れ施設変更に伴
有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造(一部鉄		記載の削除
骨造)で、地上1階、建築面積約50m2であり、耐震設計上の重要度		
をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家内に		
は、放射線管理施設を収容する。		
<u>12</u>) α 一 時 格 納 庫	$\frac{11}{2}$) α 一時格納庫	号番号の繰上げ
α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造(地下部鉄筋コンクリート	α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造(地下部鉄筋コンクリート	
造)で、地上1階、地下1階、建築面積約150m2であり、耐震設計上	造)で、地上1階、地下1階、建築面積約150m2であり、耐震設計上	
の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を <u>第18図</u> に示す。	の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を <u>第17図</u> に示す。	図番号の繰上げ
建家内には、放射線管理施設を収容する。	建家内には、放射線管理施設を収容する。	
13) 管理機械棟	12) 管理機械棟	号番号の繰上げ
管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造(一部鉄骨	管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造(一部鉄骨	
造)で、地上1階(一部2階)、建築面積約760m2であり、耐震設計上の	造)で、地上1階(一部2階)、建築面積約760m2であり、耐震設計上の	
重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を <u>第19図</u> に示す。建	重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を <u>第18図</u> に示す。建	図番号の繰上げ
家内には、放射線管理施設を収容する。	家内には、放射線管理施設を収容する。	
<u>14</u>) 固体廃棄物減容処理施設	13) 固体廃棄物減容処理施設	号番号の繰上げ
固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造(一	固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造(一	
部鉄骨造)で地上2階(一部3階)、地下1階、建築面積約1,600m2で	部鉄骨造)で地上2階(一部3階)、地下1階、建築面積約1,600m2で	
あり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。	あり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。	
構造概要図を <u>第20図</u> (1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理	構造概要図を <u>第19図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理</u>	図番号の繰上げ
施設を収容する。	施設を収容する。	
(1)屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	(1)屋内管理用の主要な設備及び機器の種類	
(a) 出入管理関係設備	(a) 出入管理関係設備	
放射線業務従事者等の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関	放射線業務従事者等の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関	
係設備を設ける。	係設備を設ける。	
(b) 放射線監視設備	(b) 放射線監視設備	
管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタ	管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタ	
リング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。	リング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。	
(c) 個人管理用設備	(c) 個人管理用設備	

(本-40)

亦	亦 軍 ※	「本 ゴ 備 考
変更前	変更後	備考
放射線業務従事者等の線量管理のため、個人線量計を備える。	放射線業務従事者等の線量管理のため、個人線量計を備える。	
(d) 放射能測定設備	(d) 放射能測定設備	
廃棄物管理施設の放射線管理に伴う試料を測定、分析するための	廃棄物管理施設の放射線管理に伴う試料を測定、分析するための	
測定機器を備える。	測定機器を備える。	
(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類	(2)屋外管理用の主要な設備及び機器の種類	
(a) 放射線監視設備	(a) 放射線監視設備	
廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放	廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放	
射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モ	射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モ	
ニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備	ニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備	
を設ける。 <u>また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う移動モニタ</u>	を設ける。	共用設備の見直し
リング設備を備える。		
(b) 気象観測設備	(b) 気象観測設備	
敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。	敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。	
その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備	
(1) 気体廃棄物の廃棄施設	(1) 気体廃棄物の廃棄施設	
(i) 構造	(i) 構造	
固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、施設を収容	固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、施設を収容	
する建家及び管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボッ	する建家及び管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボッ	
クス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備で構成す	クス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備で構成す	
る。また、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の気体廃	る。また、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の気体廃	
棄物の廃棄施設は、汚染のおそれのある管理区域から発生する気体	棄物の廃棄施設は、汚染のおそれのある管理区域から発生する気体	
廃棄物を処理する施設で、施設を収容する又は備える建家及び管理	廃棄物を処理する施設で、施設を収容する又は備える建家及び管理	
区域系排気設備並びにβ・γ封入設備、β・γ貯蔵セル、αホール	区域系排気設備並びにβ・γ封入設備、β・γ貯蔵セル、αホール	
設備及びα封入設備から発生する気体廃棄物を処理するためのセル	設備及びα封入設備から発生する気体廃棄物を処理するためのセル	
系排気設備で構成する。本施設の系統概要図を <u>第21図</u> に示す。	系排気設備で構成する。本施設の系統概要図を <u>第20図</u> に示す。	図番号の繰上げ
i)気体廃棄物の廃棄施設を収容する又は備える建家	i)気体廃棄物の廃棄施設を収容する又は備える建家	
		1

(本-41)

		添付書	類五〕
変更前	変 更 後	備	考
第2項について	第2項について	共用設備	に係る記載
安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用する設備としては商	安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用する設備としては、	の見直し	
用電源の受電設備、放送設備、またモニタリング設備のうち、モニタ		7	
リングポスト及びモニタリングカーがある。廃棄物管理施設内では受			
電設備及び予備電源を共用している。これらの共用施設で故障等が発			
生した場合には、予備設備、代替設備及び代替機器により廃棄物管理			
施設の安全性を損なわない設計とする。	このうち、安全機能を有する大洗研究所(北地区)原子炉施設に属		
	する放射線管理施設のうち固定モニタリング設備並びに通信連絡設備		
	のうち緊急時対策所に設置する加入電話設備(固定電話、携帯電話、		
	ファクシミリ、衛星携帯電話)及び構内一斉放送設備を、廃棄物管理		
	施設にて共用する。		
	廃棄物管理施設内では受電設備及び予備電源を共用している。これ		
	らの共用施設で故障等が発生した場合には、予備設備、代替設備及び		
	代替機器により廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。		
第3項について	第3項について		
廃棄物管理施設の安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能が	廃棄物管理施設の安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能が		
維持されることを確認するために、その機能の重要度に応じて、設備	維持されることを確認するために、その機能の重要度に応じて、設備	法令改正し	こ伴う見直
の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、施設	の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、 <u>施設</u>	L	
<u>定期自主検査で確認することを保安規定で</u> 定め、遵守する。また、保	<u>管理実施計画に確認することを</u> 定め、遵守する。また、保守及び修理		
守及び修理を行えるよう設計する。	を行えるよう設計する。		
第4項について	第4項について		
当該廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はないため、系統の多	当該廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はないため、系統の多		
重性は必要としない。	重性は必要としない。		
添付書類五の下記項目参照	添付書類五の下記項目参照		
安全設計の基本方針 (1.1項)	安全設計の基本方針 (1.1項)		

① 直接的安全機能

廃棄物管理施設から放射性物質又は放射線の放出を直接的に防止している遮蔽機能及び閉じ込め機能

② 支援的安全機能

直接的安全機能が地震及び津波を含む外部からの衝撃により損なわれないよう支援する機能

- ③ その他の安全機能
 - ①及び②以外の機能

なお、廃棄物管理施設の保安のための重要度の分類を定め原子力 安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステムの要求事 項の適用程度についてグレード分けを行う。

① クラス1

その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への著しい放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する建家、設備及び機器

② クラス 2

その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への 過度の放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並 びに敷地周辺公衆への放射線の影響を十分小さくするようにす る建家、設備及び機器

③ クラス3

異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、 クラス1、クラス2以外の建家、設備及び機器

廃棄物管理施設には、クラス1及びクラス2はない。

廃棄物管理施設には、他の施設間との共用施設として、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備、移動モニタリング設備及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話(固定電話、携帯電話、衛星電話)及び構内一斉放送設備、周辺監視区域用フェンスがあるが、これらの機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。また、

① 直接的安全機能

廃棄物管理施設から放射性物質又は放射線の放出を直接的に防止している遮蔽機能及び閉じ込め機能

② 支援的安全機能

直接的安全機能が地震及び津波を含む外部からの衝撃により損なわれないよう支援する機能

③ その他の安全機能

①及び②以外の機能

なお、廃棄物管理施設の保安のための重要度の分類を定め原子力 安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステムの要求事 項の適用程度についてグレード分けを行う。

① クラス1

その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への著しい放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する建家、設備及び機器

② クラス 2

その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への 過度の放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並 びに敷地周辺公衆への放射線の影響を十分小さくするようにす る建家、設備及び機器

③ クラス3

異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、 クラス1、クラス2以外の建家、設備及び機器

廃棄物管理施設には、クラス1及びクラス2はない。

廃棄物管理施設には、他の施設間との共用施設として、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話設備(固定電話、携帯電話、ファクシミリ、衛星携帯電話)及び構内一斉放送設備、周辺監視区域用フェンスがあるが、これらの機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。また、

共用設備に係る記載 の見直し 記載の見直し

(第十一条-6)

[添付書類五]

変更前	変更後	備	考
第2項について	第2項について	共用設備	に係る記載
安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用する設備としては <mark>商</mark>	安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用する設備としては、	の見直し	
ー 用電源の受電設備、放送設備、またモニタリング設備のうち、モニタ	商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備及び気象観		
<u>リングポスト及びモニタリングカーがある。</u> 廃棄物管理施設内では受	測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話設備(固定		
電設備及び予備電源を共用している。これらの共用施設で故障等が発	電話、携帯電話、ファクシミリ、衛星携帯電話)及び構内一斉放送設		
生した場合には、予備設備、代替設備及び代替機器により廃棄物管理	備、周辺監視区域用フェンスがある。		
施設の安全性を損なわない設計とする。	このうち、安全機能を有する大洗研究所(北地区)原子炉施設に属		
	する放射線管理施設のうち固定モニタリング設備並びに通信連絡設備		
	のうち緊急時対策所に設置する加入電話設備(固定電話、携帯電話、		
	ファクシミリ、衛星携帯電話)及び構内一斉放送設備を、廃棄物管理		
	<u>施設にて共用する。</u>		
	廃棄物管理施設内では受電設備及び予備電源を共用している。これ		
	らの共用施設で故障等が発生した場合には、予備設備、代替設備及び		
	代替機器により廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。		
第3項について	第3項について		
廃棄物管理施設の安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能が	廃棄物管理施設の安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能が		
維持されることを確認するために、その機能の重要度に応じて、設備	維持されることを確認するために、その機能の重要度に応じて、設備	法令改正し	に伴う見直
の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、 <u>施設</u>	の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、 <u>施設</u>	L	
<u>定期自主検査で確認することを保安規定で</u> 定め、遵守する。また、保	<u>管理実施計画に確認することを</u> 定め、遵守する。また、保守及び修理		
守及び修理を行えるよう設計する。	を行えるよう設計する。		
第4項について	第4項について		
当該廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はないため、系統の多	当該廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はないため、系統の多		
重性は必要としない。	重性は必要としない。		
添付書類五の下記項目参照	添付書類五の下記項目参照		

安全設計の基本方針 (1.1項)

(第十一条-2) 11

安全設計の基本方針 (1.1項)

		添付書類五〕
変更前	変 更 後	備 考
する設計とする。また、室内空気モニタは、空気中の放射性物質の	する設計とする。また、室内空気モニタは、空気中の放射性物質	
濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、必要に応じ検知した	の濃度があらかじめ設定された値を超えたときは、必要に応じ検知	
場所及び放射線監視盤に警報を発する設計とする。	した場所及び放射線監視盤に警報を発する設計とする。	
放射線業務従事者の管理区域への出入り及び物品の管理区域への搬	放射線業務従事者の管理区域への出入り及び物品の管理区域への	
出入に対して、出入管理及び表面汚染管理ができる設計とするととも	搬出入に対して、出入管理及び表面汚染管理ができる設計とすると	
に、各個人の被ばく管理ができる設計とする。	ともに、各個人の被ばく管理ができる設計とする。	
廃棄物管理施設の管理区域への出入りのための場所には、放射線管	廃棄物管理施設の管理区域への出入りのための場所には、放射線	
理に必要な各種の放射線サーベイ用機器を備える設計とする。	管理に必要な各種の放射線サーベイ用機器を備える設計とする。	
管理区域のうち、放射性物質による汚染の可能性のある区域への出	管理区域のうち、放射性物質による汚染の可能性のある区域への	
入り及び物品の搬出入は、原則として汚染検査室を通る設計とする。	出入り及び物品の搬出入は、原則として汚染検査室を通る設計とす	
汚染検査室には、汚染の管理を行うため、更衣設備、シャワー設備又	る。汚染検査室には、汚染の管理を行うため、更衣設備、シャワー	
は手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ又はサーベイメータを備え	設備又は手洗い設備、ハンドフットクロスモニタ又はサーベイメー	
る設計とする。	タを備える設計とする。	
放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、外部被ばくに	放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、外部被ばく	
よる線量を測定する個人線量計を備える設計とする。	による線量を測定する個人線量計を備える設計とする。	
第 1 項第 2 号について	第 1 項第 2 号について	
事業所には、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及	事業所には、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度	
び線量を監視し、及び測定するため、以下の設備を設ける設計とす	及び線量を監視し、及び測定するため、以下の設備を設ける設計と	
る。	する。	
平常時においては、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性	平常時においては、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射	
物質の測定に関する指針」(昭和 53 年 9 月 29 日原子力委員会決定)	性物質の測定に関する指針」(昭和 53 年 9 月 29 日原子力委員会決	
を参考に、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量	定)を参考に、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放	
及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。	射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。	
また、事故時においては、「発電用軽水型原子炉施設における事故時	また、事故時においては、「発電用軽水型原子炉施設における事故時	
の放射線計測に関する審査指針」(昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委	の放射線計測に関する審査指針」(昭和 56 年 7 月 23 日原子力安全委	
員会決定)を参考に、固定モニタリング設備 <u>に加えて移動モニタリン</u>	員会決定)を参考に、固定モニタリング設備により、廃棄物管理施設	共用設備の見直し
グ設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経	周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射	
路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定す	性物質濃度及び量を監視及び測定する。さらに、排気モニタリング設	
る。さらに、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ	備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並	
及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えて	びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、	

おり、放射線源、

12 (第十六条-2)

	変更後	備考
<u> </u>	<u>Д</u> Д <u>Д</u>	ты <i>7</i> 7
第十九条 (通信連絡設備等)	第十九条 (通信連絡設備等)	
事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合にお	事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合におい	
いて事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及	て事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通	
び通信連絡設備を設けなければならない。	信連絡設備を設けなければならない。	
2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合にお	2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合にお	
いて事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡が	いて事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡が	
できるよう、通信連絡設備を設けなければならない。	できるよう、通信連絡設備を設けなければならない。	
3 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設	3 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設	
けなければならない。	けなければならない。	
通合のための設計方針	適合のための設計方針	
51項について	第1項について	
固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、安全設計上想	固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設には、安全設計上想	
定される事故が発生した場合において、 <u>事業所</u> 内の人に対し必要な指	定される事故が発生した場合において、 <mark>施設</mark> 内の人に対し必要な指示	記載の明確化
示ができるよう、警報装置及び管理機械棟から固体廃棄物減容処理施	ができるよう、警報装置及び管理機械棟から固体廃棄物減容処理施設	
設を除く施設内各所に通報するための通信連絡設備として、放送設備	を除く施設内各所に通報するための通信連絡設備として、放送設備及	
及び施設内各所間で相互に連絡を行うためのページング設備を設け	び施設内各所間で相互に連絡を行うためのページング設備を設ける。	
る。また、固体廃棄物減容処理施設には、事故が発生した場合におい	また、固体廃棄物減容処理施設には、事故が発生した場合において、	
て、事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び建家	<u>建家</u> 内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び建家内各所	記載の明確化
内各所に通報するための通信連絡設備として、放送設備及び相互に連	に通報するための通信連絡設備として、放送設備及び相互に連絡を行	
絡を行うためのページング設備を設ける設計とする。	うためのページング設備を設ける設計とする。	
	また、事業所内に居る全ての人に対し的確に指示ができるように、	記載の明確化
	事業所内に構内一斉放送設備を設ける設計とする。	
これら放送設備及びページング設備には、外部電源喪失時において	これら放送設備及びページング設備 <u>並びに構内一斉放送設備</u> には、	記載の明確化
も確実に通信連絡できるよう予備電源から電気が供給できるものとす	外部電源喪失時においても確実に通信連絡できるよう予備電源から電	
る。	気が供給できるものとする。	

(第十九条-1) 13